

<資料>

子どもの権利を中心とした支援の取り組み： フィンランドにおける社会的養育の視察報告

片山 寛信*

抄録：本研究では予防的な支援を重視し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援としてネウボラという仕組みを構築しているフィンランドにおける、社会的養育に関する取り組みの視察調査を実施した。本稿では特に社会的養育に焦点を当て、主にタンペレ市における視察について速報として報告するものである。

視察を行った結果、フィンランドでは子どもの権利を中心とした切れ目のない支援体制が構築されていた。親子分離をできる限り避けるための支援メニューが用意され、ソーシャルワーカーが作成する、当事者の意見を取り入れた支援計画に基づいた支援体制が構築されていることがわかった。親子分離が必要となった場合においても、インケア・リービングケア・アフターケアいずれのフェーズにおいても、ソーシャルワーカーによる支援計画を基に、子どもの意見を取り入れた、ニーズに沿った支援が実施できる仕組みを構築していることがわかった。

キーワード：フィンランド、児童保護、社会的養育、社会的養護、ネウボラ

1. はじめに

外務省によるとフィンランドは、面積33.8万平方キロメートルで、日本の面積37.8万平方キロメートルと比較してやや小さい国土である。2024年現在人口は550万人で北海道とほぼ同じである。

フィンランドにおける子育て支援『ネウボラ』は、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援である。「ネウボラ (neuvola) はアドバイス (neuvo) の場という意味で、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長・発達の支援はもちろん、母親、父親、きょうだい、家族全体の心身の健康サポートも目的」(Finland Abroad: 2024) としている。フィンランドでは妊娠の予兆がある時点でまずネウボラへ健診に行くとされている。ネウボラはどの自治体にもあり、健診は無料で妊婦の利用率はほぼ100%であるとされており、フィンランド国民にとって身近な存在である。

*北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科

フィンランドにおけるネウボラに関する実践内容等については日本においても多く紹介され、行政システムとしてもそのメソッドを参考に実践されている。しかし、フィンランドにおける児童虐待への対応をはじめとした、社会的養育に関するメソッドの紹介はほとんど見られない。このことから予防的な支援を重視し、ネウボラという日本においても参考にされる仕組みを構築しているフィンランドにおける社会的養育を調査することは、有益であると考え視察調査を実施した。本稿では特に社会的養育に焦点を当てたものとするため、主にタンペレ市における視察について速報として報告するものである。

2. 倫理的配慮

本調査において、視察先およびインタビュー対象者には、現地コーディネーターを介して調査協力を依頼した。重ねて調査当日に、調査の目的やデータの研究利用方法、個人が特定されないことがないよう、結果は匿名化して使用すること等を説明し、調査への協力ならびに音

声録音の同意を得て調査を実施した。掲載する写真については、現地でその都度撮影の許可を得て、調査報告時の使用の許可を得た。インタビューは、日本語、フィンランド語、英語を、通訳を介して実施した。

3. 調査概要

今回の視察先は、2024年2月27日から3月7日において、フィンランドのヘルシンキおよびその近郊、タンペレ、ユヴァスキュラおよびその近郊(図1)で実施したものである。各日の視察先は次に示す通りである。

2月27日火曜日、日本からヘルシンキへ移動。到着後ヘルシンキ中央図書館OodiにてFinland Japanese culture associationに所属する現地在住の方と交流。交流の中で、ヘルシンキ在住の子育て世代及び子育て経験のある方にインタビューを実施。(写真1)

2月28日水曜日、午前はヘルシンキ中央図書館Oodiにて、ヘルシンキ在住の日本人の子育て世代および、フィンランドで子育て経験のある方にインタビューを実施。インタビュー終了後タンペレへ移動し、現地コーディネーターおよび通訳と打ち合わせを実施。

2月29日木曜日、タンペレにて、フィンランドにおける児童保護システムについて視察を行う。午前はフォスターケア部のソーシャルワーカーとソシオノミにインタビューを実施。午後からは、アフターケア部のソーシャルワーカーとソシオノミにインタビューを実施。

3月1日金曜日、タンペレにて、午前は児童福祉サービスを提供する民間企業(以下、民間企業)の視察とインタビューを実施。午後からは、タンペレ大学において社会的養育の研究者との意見交換、その後社会的養育に関する当事者がかかわる団体(以下、当事者団体)にて視察を行う。(写真2・3)

3月2日土曜日、午前はタンペレ市内の視察を行い、3月1日に調査を実施した機関の位置関係を整理する。午後からはタンペレよりユヴァスキュラへ移動。

3月3日日曜日、ユヴァスキュラ市内の視察を行い、図書館で情報収集およびこれまでの調査データの整理を実施。

3月4日月曜日、午前はユヴァスキュラ応用科学大学において当該大学に所属する研究者から社会的養育についての研究発表を拝聴する。午後からは、ネウボラや社会的養育に関するフィンランドと日本の制度や研究に関する意見交換を実施。(写真4)

3月5日火曜日、午前はユヴァスキュラ応用科学大学において当該大学に所属する研究者らからネウボラについての研究発表を拝聴する。午後からは、ユヴァスキュラ近郊のAネウボラの視察とインタビューを実施。(写

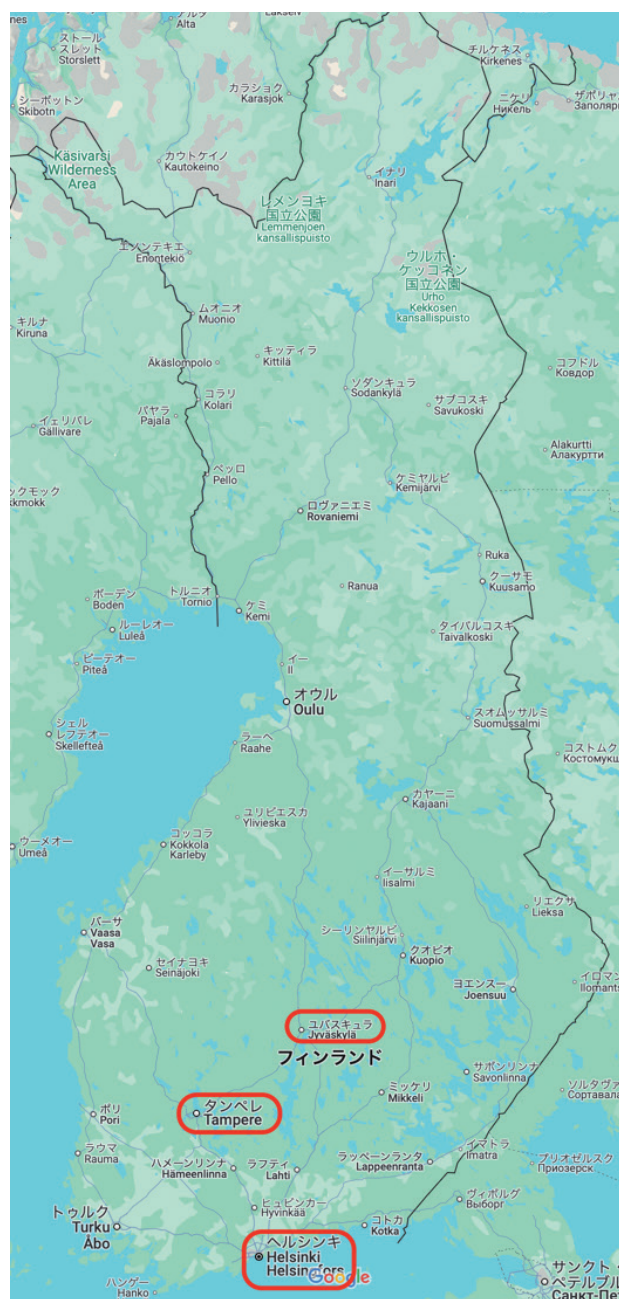


図1 視察都市

真5・6)

3月6日水曜日、午前はユヴァスキュラからヘルシンキへ移動。午後からは、ヘルシンキ近郊にあるBネウボラの視察及びインタビューを実施。(写真7・8)

3月7日木曜日、ヘルシンキ市内にある都市型ネウボラの周辺環境の視察を実施。さらに、エスポー市内にあるショッピングセンター内に、行政窓口やネウボラを統合した複合施設の視察を実施。その後ヴァンター空港より日本へ移動する。



写真1 インタビューを実施したヘルシンキ中央図書館Oodi
図書館には本だけではなく、3Dプリンターや楽器も用意され自由に使用できる。



写真2 民間企業の事務所
ここでミーティングを行う。別室ではあるが、里親研修を実施する部屋の雰囲気も家庭的にしている。



写真3 当事者団体の事務所
事務所でもあるが、社会的養護に関わるユースも第3の居場所として利用している。



写真4 ユヴァスキュラ応用科学大学
略称Jamk。日本の大学との包括的連携協定や共同研究も行われている。



写真5 Aネウボラ
建物の周辺は樹木が多くあり、森の中にあるような雰囲気であった。



写真6 Aネウボラの保健師の個室
保健師やセラピスト1人1人が個室を持っており、相談者との面談もそれぞれの個室で実施する。



写真7 Bネウボラ
Aネウボラと同様に建物の周りは樹木が多くあり静かな雰囲気の中に佇んでいた。



写真8 Bネウボラのセラピストの個室
Aネウボラと同様各専門職に個室がある。専門職も孤立しないよう部屋から出て、他の専門職との対話を積極的に実施している。

4. 結果

日本におけるフィンランドの児童保護や社会的養育に関する調査や研究は多くない。近年のフィンランドにおける児童保護に関する調査として、坪井や藪長が実施したものや福岡市の視察報告がある（藪長：2017・2022・2024・特定非営利活動法人キアアセット：2023・坪井：2013）。今回の視察調査は、藪長が整理した児童保護システムを基として実施した。

藪長（2022）はフィンランドの児童保護を4段階に分けている。（図2）本稿ではこの4段階のセーフティネット

に沿って、視察内容の報告を実施していく。

1）第1のセーフティネット（普遍的サービス）

第1のセーフティネットである基礎サービスは、すべての市民を対象とする公共サービスなどで、公園、図書館などがその代表である。その他にも地域で企画される子ども向けの趣味やレジャー活動、市民の学習活動や警察による地域安全活動などが挙げられる。児童手当や医療保険そして、ネウボラ、保育所、学校もこの第1のセーフティネットとして位置付けられている（藪長2022：107）。

この第1のセーフティネットについて、今回の調査で

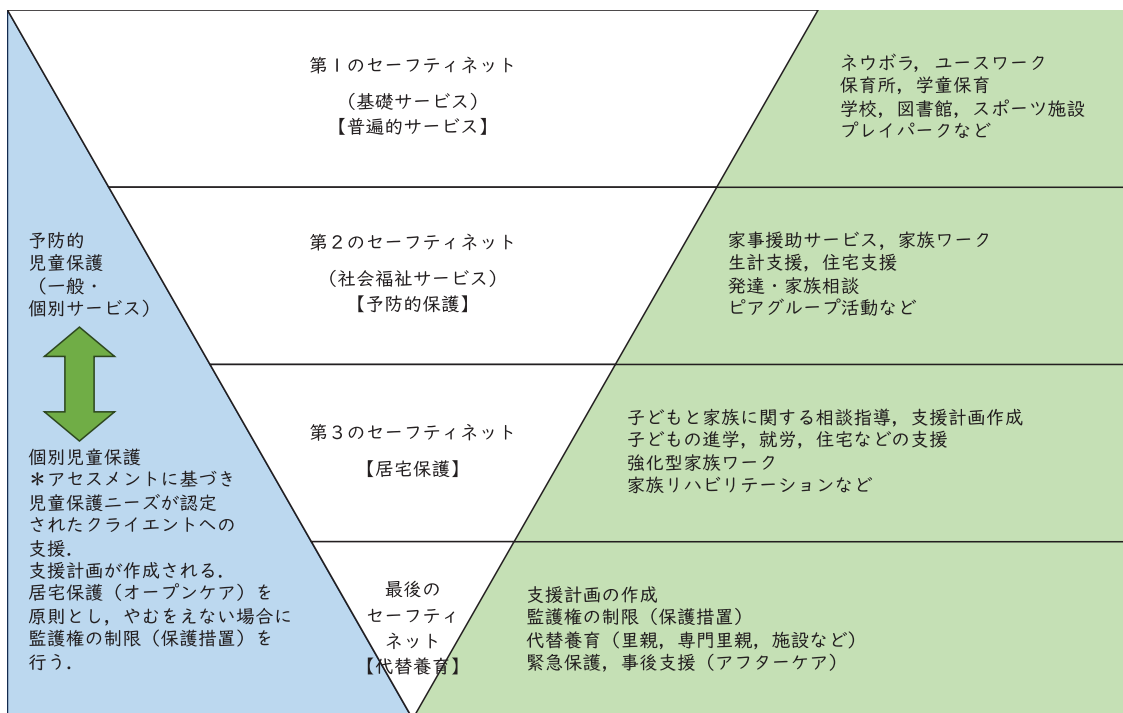


図2 フィンランドの児童保護システム（藪長2022が示した図を筆者作成）

はネウボラがそれにあたる。視察およびインタビューを実施したネウボラは、ユヴァスキュラ近郊のAネウボラ、首都ヘルシンキ近郊のBネウボラである。

ネウボラは、予防的な関わりを行う機関であるため、虐待リスクが高いケースへの支援の中心になることはないが、希望するのであれば誰でも受け入れる。必要に応じてソーシャルワーカーと連携することもあると語られている。

ネウボラ自体が長い歴史の中で国民にとって当たり前の存在になっている。妊娠をしたらネウボラを利用するのは当たり前で、ほぼ100%利用されている。

ネウボラでは保育所の職員とも連携体制が構築されており、保育所での健康診断や、面談内容について、保育所からネウボラにレポートが届く。保育所で心配があるようであれば、ネウボラとオンラインで繋いで面談を実施することもあり、必要に応じて対面での面談も実施している。

今回の訪問で印象的だったのは、ネウボラは妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行うシステムであるが、これは「子どものためのサービスである」と、ネウボラの保健師より強調された点である。子どもの権利が護られ、安心安全に成長するために必要な仕組みが、切れ目のない支援体制の構築と、対話を重視した専門職と子どもや親との関係構築であることがわかった。

2) 第2のセーフティネット（予防的保護）

第2のセーフティネットである社会福祉サービスは、自治体が住民の社会福祉ニーズに対応して、社会福祉法に基づくサービスを提供するものである。誰でも条件なく利用できるサービスと、アセスメントを経て認定を受けることが必要な個別に利用するサービスがある。サービスアセスメントでは、近親者のサポートの可能性を含めたネットワークマップが、原則本人同意のもとで作成される。認定を受けると利用者担当のソーシャルワーカーが付き、子育て中の場合子どもへのサービスニーズの検討も行われるなど、予防的児童保護の多くは社会福祉サービスの提供を通じて実施されている（藪長2023：108）。

第2のセーフティネットについて今回の調査では、民間機関として実家庭への訪問による家族リハビリ、里親家庭への親子委託などを自治体から受託して運営している（特定非営利活動法人キアセット2023）民間企業のタンペレ市にある事務所でインタビューが実施できた。

民間企業の担当者から、第2のセーフティネットの1つ、家族ワークについて説明を受けた。家族ワークとは、ソーシャルワーカーがアセスメントに基づいた支援計画を作成し、その家庭が利用できる資源を整理・強化し、ソシオノミ¹による伴走型支援である。具体的には

利用者との対話を重視した上で、必要な子育てに関するアドバイスなどをソシオノミが実施している。

家事援助サービスは、洗濯や掃除の手伝いを行なっている。家事援助サービスは近年再注目され、利用が増え続けている。

ユヴァスキュラ応用科学大学における研究者との意見交換において、フィンランドにおける家事援助に関わるサービスについて話題が出た。その中では、フィンランドでは家事援助に関わるサービスは安価で提供されており、気軽に利用されている。申し込みはスマートフォンからも可能で、多くの国民が利用をしているため、いわゆる「本当に困っている人のため」といった躊躇はなく利用されているとのことであった。この視点については、現地で生活をしているコーディネーターからも、家事援助サービスを利用することは特別なことではなく、「気軽に使えるもの」との認識がある。「安価で利用できる便利なサービスを利用しない理由がない」とのお話もあった。

3) 第3のセーフティネット（居宅保護）

第3のセーフティネットは、児童保護制度に基づく居宅保護である。社会福祉サービスではニーズを満たせない場合、または社会福祉サービスを拒否している場合などにおいて、児童保護のニーズが認定され、子どもと家族は児童保護クライアントとなる。児童保護クライアントは原則として、居宅保護による支援が提供される。居宅保護では児童保護支援計画が作成され、基礎サービスや社会福祉法で定められたサービスに加えて、強化型の家族ワークや家族リハビリテーションなどが、支援計画に基づいて提供される（藪長2023：110）。

今回の調査においては、民間企業が、第3のセーフティネットとして取り組んでいる中から、強化された家族ワークおよび、家族リハビリについて説明を受けた。

第2のセーフティネットにおける家族ワークは、週1～2回であるのに対し、第3のセーフティネットにおける強化された家族ワークは、最大週5回訪問しアドバイスをを行う。家族ワークで改善が困難な場合、子どもが自宅で親などの養育者と暮らし続けることができるよう、最後の取り組みとして家族リハビリが提供される。家族リハビリで改善しない場合は、親子分離となる。家族リハビリは、ソーシャルワーカーによるアセスメントに基づいた支援計画の下、ソシオノミやセラピストなど多種多様な専門職が関わり、3～6ヶ月の期限の中で家族を支援する。状況によっては施設に家族で入所し、親子を支援することもある。この時支援者は、指導的な対応を行わない。家族と友達になるよう関わり、子どもや親と話し合いを行う。子どものニーズに合わせ、例えば母子家庭などには、父代わりになるような存在を派遣するこ

ともある。他にも医療に関わる支援機関や、アディクションに関わるサービスなど、その家族が抱えるニーズに応じたサービスが加わることもある。様々なチームによる支援が入るが、それらはソーシャルワーカーが作成する支援計画に基づいて実施されている。

4) 最後のセーフティネット（代替養育）

最後のセーフティネットとして、保護措置とこれに伴う代替養育がある。居宅保護では安全が確保できない場合などに、やむを得ず実施するものである。代替養育には、里親による家庭的養育や、専門里親によるファミリーホーム、施設などがある。里親や専門里親が優先され、やむを得ない場合に施設が代替養育の場となる。代替養育の場所は、子どもの人間関係や養育の継続性と、可能な範囲で言語的、文化的、宗教的背景などが考慮される（藪長2023：111）。

フィンランドにおける児童虐待の通告件数は2019年の統計で15万6,200件とされている（藪長2023：105）。同年の日本の児童相談所への児童虐待通告件数は、19万3,780件である（こども家庭庁：2023）。人口550万人のフィンランドと、1億2千万人の日本との人口比を考えると、フィンランドにおける児童虐待の通告件数の多さがわかる。ユヴァスキュラ応用科学大学の研究者との意見交換では、代替養育のうち児童養護施設等が48%、里親が42%、専門里親が5.7%、その他4%の割合となっているが、フィンランドでは日本と同様、原則として里親が優先されるとのお話があった。

今回の調査においては、タンペレ市が属するピルカンマー県のフォスターケア部およびアフターケア部においてインタビューが実施できた。また、同じくタンペレでインタビューを実施した民間企業において、児童養護施設の運営や里親の紹介と支援が提供されていた。合わせて当事者団体が取り組む、当事者参画の研修について整理を行う。

(1) フィンランドの里親制度（ピルカンマー県フォスターケア部）

フィンランドにおける里親研修においては、PRIDEという全国統一のモデルを取り入れている。内容は、子どもの発達、里親の能力、子どものニーズなどに分けられている。フィンランドにおいてPRIDEのライセンスを有しているのは今回視察した当事者団体である。

里親研修においては、家族全員に対し里子を受け入れることに対しての意志を確認する。里親の祖父母や親戚だけではなく、実子がいる場合、実子に対しても説明と意志確認を行う。これは、里子を預かるのではなく、家族の一員となることを理解してもらうために重要なことと位置付けていると語られた。

里親マッチングは、保護される子どものニーズが最優

先される。精神的なケアや健康面の医療対応など、里親家庭がそのニーズを満たすことが可能かについて検討される。フィンランドの法律では、里親を選ぶ際には対象となる子どもの親類も調べることになっている。意志を確認し該当する場合は里親研修が実施される。

里親活用をはじめとした親子分離の判断はソーシャルワーカーが行っている。基本的には第3のセーフティネットにおけるオープンケアで対応していくが、その段階で改善が見られなかった場合に親子分離が検討される。代替養育の活用には親の同意が必要となるが、子どもの立場で考えることを親に説明することで、親も理解し同意することが多いと語られた。

親子分離となる場合は、すべての子どもに説明を行う。小さい子どもであっても、里親の家で生活することになること、実親がどこでどのように生活しているのかなどについて、子どもが安心できるように説明を行っている。なおフィンランドの法律で、12歳以上の子どもには、子どもの意見を聞かなければならないとされている。

代替養育を活用しているすべての子どもに担当のソーシャルワーカーがついており、子どもはいつでもソーシャルワーカーに連絡ができるようになっている。ソーシャルワーカーやソシオノミも里親家庭等を定期的に訪問して、里親とその家庭の確認や、子どもと話す機会を持っている。

このようにいわゆる里親ドリフトを防ぐために、里親のマッチングと切れのない支援を丁寧を実施している。また、里親不調を起こした際には里親の変更を行うが、里親の変更は2回までとしている。それ以降変更が必要となった場合は、児童養護施設等を活用することとしている。

(2) 民間企業における里親支援の実践

フィンランドにおける里親は、行政に登録されている里親だけではなく、民間企業に登録されている里親がいる。里親手当は登録されている機関によって異なる。今回視察した民間企業では、里親委託時に子ども1人あたり、家具やおもちゃなど必要な物品購入のための予算として、3,528ユーロを出している。毎月の里親手当は、子ども1人あたり1,700ユーロ～2,000ユーロで委託をしている。これに合わせて子どもの生活費として800ユーロが出ている。国の法律では、里親手当は800ユーロとなっているが、その金額では成り手がいない。24時間子どものケアを実施することを考えると、2,000ユーロでも高いものではないと考えているとのことであった。里親支援としては、全ての里親に担当のソーシャルワーカーとソシオノミが付く。当該民間企業では、月に1回支援者（ソシオノミなど）が里親宅を訪問し様子を確認

している。里親に向けた研修は年に複数回実施されている。さらに、研修とは別に月1回はグループで集まり、子どもとの関わり方や苦勞についての意見交換や支援者からの助言を受ける機会を設けており、この集まりは原則必ず参加することとしている。この機会を活用し里親の孤立を防ぐこと、里親不調を早期発見し対応する意図がある。里親は専門職ではないため、研修だけでは想像できない子どもの苦勞と直面することもある。支援者が話を聴いたり、ベテラン里親がメンターとなったり、休暇をとっていただくなどして、里親が辞めて行かないよう里親支援を行なっている。このような里親支援については、里親自身の意見も入れて開発をしている。

(3) 代替養育終了後のアフターケア（ピルカンマー県アフターケア部）

フィンランドにおける社会的養護のアフターケアは、県の責任として実施される。2020年に21歳から25歳に引き上げられたが、2024年1月から23歳までに引き下げられた。また、家庭復帰したケースにおいても、半年以上の代替養育の経験がある場合はアフターケアを受ける権利を持つ。

ソーシャルワーカーは、子どもが18歳になる3ヶ月前にアフターケアに関する計画を作成する。計画の作成にあたっては、子ども本人および里親や児童養護施設等の職員と一緒に対話を重ね作成する。アフターケアに関わる地域のリソースを組み合わせて、本人のニーズに応じた計画に基づいて支援が提供される²。仕事をしている、学校に通っているなど困り感が少ない場合は、年に1回の面談のみで終わる。多様な困難を抱えている場合は、必要な支援をその都度実施している。アフターケアの利用は任意であるが、ほとんどすべてのユースが利用している。ソーシャルワーカーによる計画の作成は95%以上であり、アドミッションケアからアフターケアに至るまで切れ目のない計画に基づいた支援が展開されていた。アフターケアのサービスは23歳までであればいつでも開始することができ、中止することもできる。大切なのはユースが困った時に、相談できる相手がいることであると語られている。

5. 考察

ここからは日本の社会的養育の支援段階に沿って、フィンランドの視察結果を考察する。

日本の社会的養育における支援は、アドミッションケア・インケア・リービングケア・アフターケアの4段階とされている（図3）。

アドミッションケアは、親子分離措置を前提として児童養護施設や里親など（以下、代替養育）の利用に向け

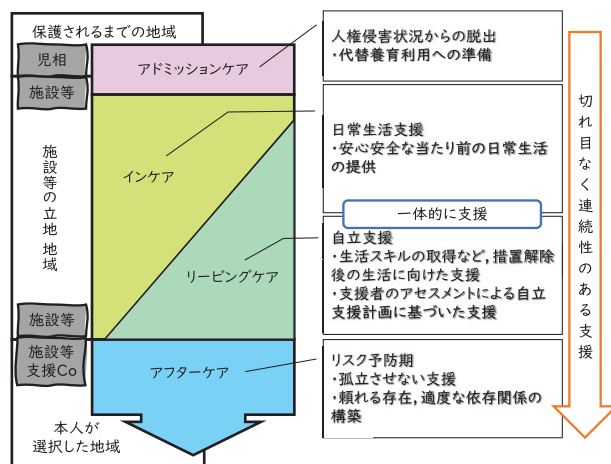


図3 日本の社会的養育の支援段階（筆者作成）

た支援である。日本においても理念としては、親子分離を避け家庭での生活を優先するとされているが、具体的な支援リソースが明確ではない。

一方で今回のフィンランド調査では、子どもの権利を最優先に考え、親子分離をできる限りさせないための支援が構築されていた。そのために必要なサービスとして、第2、第3のセーフティネットにおいて家族ワークや家族リハビリなどのメニューが用意されていた。それらのメニューをソーシャルワーカーが親や子どものニーズに基づいて作成した支援計画を軸として展開されていた。フィンランドではアドミッションケアを、親子分離を前提とした施設入所等に向けた支援ではなく、親子分離も選択肢の1つとしつつ、地域で暮らし続けられるために必要な支援が展開されていた。「フィンランドは児童保護を虐待対応にとどまらず、子どもと家族の福祉の増進に結びつく広範な普遍的サービスの中で包含していくものとして捉えられている（2017：藪長）ことを具象化していると考えられる。

日本においても2024年に、市町村事業を中心とした「親子関係形成支援事業」や「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」など、在宅支援体制の充実が開始されている。子どもが安心安全な家庭で暮らし続けることができるよう、子どもの権利を主体とした地域の支援体制構築が期待される。

代替養育を活用した場合のインケア・リービングケア・アフターケアにおいても、ソーシャルワーカーによる支援計画が切れ目なく作成され、計画に基づいたケアが実践されているとのことであった。計画の作成には、必ず子ども本人が参加しその意見を聴きニーズに沿った計画となるよう配慮されている。支援の主体は子ども本人であることが、どの視察先においても強く主張されていた。日本においても児童自立支援計画が作成されているが、一部地域の調査では、子どもの意見は確認しつつ

も、自立支援計画を子どもに説明し同意を得ていないことが示唆されている（片山2023）。子ども自身の自立支援を考えるにあたっては、子どもへの説明と同意は重要であると考えられる。

日本においても子どもの意見表明の機会の保障について、こども基本法やこども大綱で示されている。子どもとの対話と、切れ目のない計画を軸としたフィンランドの実践構造参考に、日本での支援のあり方の模索が求められると考えた今回の視察調査であった。

6. 今後の課題

本調査はフィンランドにおける一部支援機関の視察時に実施したインタビューを、速報としてまとめたものである。一部支援機関の一支援者の語りであることに留意をする必要がある。また、直接実践を視察できたわけではなく、制度の仕組みや取り組みについて語られている内容であることにも課題がある。

今後、フィンランドにおける実際の支援の実践視察や、支援者や子ども自身に対するインタビュー調査を実施し、子どもとの対話と、切れ目のない計画を軸にした実践構造について明らかにしていく必要がある。対話を重ねる実践においては、虐待等によりトラウマを抱えた子どもに対する、オープンダイアログの活用も期待される。これらの実践構造を明らかにし、日本において求められている、子どもの権利を主体とした支援モデルについて考察していくことが必要であると考えられる。

謝辞

本研究は、日本学術振興会 科学研究費助成事業 基盤研究（C）21K01995（「地域分散化時代を見据えた社会的養育のリービングケアとアフターケアのモデル開発」）の助成を受け実施しました。

調査にご協力いただきました関係諸氏に深く感謝し御礼申し上げます。

参考文献

- Finland abroad 「フィンランドの子育て支援」 (<https://finlandabroad.fi/web/jpn/ja-finnish-childcare-system>) 2024.11.11アクセス
- 片山寛信（2023）「児童養護施設の立地地域によるリービングケア実施内容の相違：北海道における都鄙差」『日本子ども虐待防止学会第29回学術集会所が大会』学会発表資料
- こども家庭庁（2023）『令和4年度の児童虐待相談対応件数（速報値）』
- 特定非営利活動法人キアセット（2023）『フィンランドの子ども家庭支援視察報告書』
- 坪井裕子・松本真理子・野村あすか他（2013）「フィンランドにおける児童福祉施設の実践」『人間と環境 電子版』6, 13-24.
- 藪長千乃（2017）「フィンランドにおける『児童保護』：普遍主義的な福祉制度下における要保護ニーズへの対応」『社会保障研究』Vol.2No.2・3, 216-232.
- 藪長千乃（2023）「フィンランドにおける児童保護」『ネウボラから学ぶ児童虐待防止メソッド』横山美江編集. 医学書院. 日本
- 藪長千乃（2024）「フィンランドにおける包括的児童福祉システムの編成—こども家庭サービス改革LAPEの理念とその実現プロセス—」『東洋大学／福祉社会開発研究』16号, 75-83.

¹ ソシオノミとは、専門職大学を卒業した専門職であり、子供や若者、家族などの社会心理的支援を行う（藪長2023：109）

² 今回視察した民間企業では、アフターケアのサービスを自グループに所属している里親に委託されていたユースだけではなく、行政等に所属している里親に委託されていたユースにも対応をしている。その場合は委託料を行政から得ている。代替養育を活用したユースが孤立し困難に陥らないよう、支援を実施している。

Support Initiatives Focused on Children's Rights: A Report on the Observation of Social Care in Finland

Hironobu KATAYAMA *

Key Words : Finland, Child Protection, Observation of Social Care, Alternative Care for Children,
Neuvola

* Department of Social Management, School of Nursing and Social Services, Health Sciences University of Hokkaido